

伊奈町制施行記念公園イベント広場ステージ利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊奈町制施行記念公園イベント広場ステージ（以下「ステージ」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 ステージの利用時間は、午前9時から午後4時までとし、搬入及び搬出に係る作業時間を含むものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、時間を変更することができる。

(利用できない日)

第3条 ステージの利用ができない日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

(2) その他、町長が管理上必要と認める日

(利用の申請)

第4条 ステージを利用しようとする者は、利用日の10日前までにイベント広場ステージ利用許可申請書（第1号様式。以下「許可申請書」という。）を町長に提出し、町長の許可を受けなければならない。

2 許可申請書の受付を開始する日（以下「受付開始日」という。）は、利用を開始しようとする日（以下「利用開始日」という。）の属する月の3月前の月の初日から、先着順に受け付けるものとする。ただし、特別な理由がある場合で町長が認める場合は、受付開始日前に許可申請書を提出することができる。

3 町内に在住、在勤又は在学している者以外の者の受付開始日は、前項の規定にかかわらず、利用開始日の属する月の1月前の月の初日から、先着順に受け付けるものとする。

(利用の許可)

第5条 町長は、ステージの利用を許可したときは、イベント広場ステージ利用許可書（第2号様式）を当該申請者に交付するものとする。

2 ステージの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可事項を変更し、又は利用を取り消すときは、イベント広場ステージ利用許可変更（取消）申請書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、ステージの利用の変更又は取消しを許可したときは、イベン

ト広場利用変更（取消）許可書（第4号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（利用料）

第6条 ステージの利用料は、無料とする。

（利用期間）

第7条 利用期間は、最大7日間とする。ただし、特別な理由がある場合で町長が認める場合は、この限りでない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第8条 利用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用者の遵守事項）

第9条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 申請書の目的以外に利用すること。
- （2） 利用者が参加者から料金を徴収すること。
- （3） 施設及び設備、器具等を損傷し、又は汚損すること。
- （4） 火器を使用すること。
- （5） 飲食物、物品、チケットを販売又は提供すること。
- （6） 伊奈町都市公園の設置及び管理に関する条例（昭和47年10月2日条例第36号、以下「条例」という。）第7条第1項各号に掲げる行為をすること。
- （7） 条例第8条第1項各号に掲げる行為をすること。
- （8） 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支持し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのある行為をすること。
- （9） 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのある行為をすること。
- （10） その他係員の指示に従わずに利用すること。

2 前項の行為によって町が損害を受けたときは、町長の認定による損害をその行為者に弁償させることができる。

（原状回復）

第10条 利用者は、ステージの利用が終了したときは、速やかに当該施設を原状に復し、又は搬入した物品を撤去しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。